

議員発案第19号

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり加茂市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

記

1. 件名 細川内閣の施策と責任糾弾に関する決議

平成 5年12月21日

加茂市議会議長 小林昭五郎 様

提出者 加茂市議会議員 小柳 助 広

賛成者 同 今井 詔 一

同 同 高橋 禧 雄

同 同 田浦 昭 二

同 同 阿部 隆 二

細川内閣の施策と責任糾弾に関する決議

細川内閣は、「小選挙区並立制」法案の成立をあくまで期そうとしている。しかし、国民の怒りは、相次ぐ疑惑と政治汚職であり、この根絶こそが求められている。政府の政治改革とは、この問題を反民主主義的選挙制度改革にすりかえるものにほかならない。当議会は、企業団体献金の禁止など政治腐敗防止と政治倫理確立の立法化こそ最重要課題であることを明らかにするものである。

また、長期不良の影響を最も深刻に受けている中小企業を主とする地方経済に細川内閣は依然として無為無策と言わざるを得ない。特に高額所得層の減税と引き換えの消費税率引き上げや、医療給食費の患者負担化、年金改悪など、国民生活を無視するばかりか消費拡大による景気対策にも全く逆行するものであることは明らかである。

さらに、細川内閣は、ガット農業交渉における米の事実上の開放を受け入れた。これは再三にわたる国会決議に反するのみならず、日本農業と食料、国土環境の維持をも危うくするものであり、即刻撤回されるべきである。

以上、当議会は、細川内閣の主要施策が国民の願望や合意に全く反するものであることを強く糾弾し、その退陣を求めるものである。

平成 5年12月22日

加 茂 市 議 会